八女市

字佐市

大字正覚寺及び大字熊

を削る。

大分県の項中

に改める。

○厚生労働省告示第九十九号

指定地域密着型サービスに要する費用の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）の規定に基づき、厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成十二年厚生省告示第百二十三号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十三日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一号ヘ(2)中「地域密着型介護福祉施設サービス費」を「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費」に改める。

○厚生労働省告示第百号

介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第三項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合（平成十七年厚生労働省告示第四百九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十三日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

表備考中「地域密着型介護福祉施設サービス」を「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」に、「(2)若しくは(3)」を「若しくは(2)」に、「ｂ若しくはｃ」を「若しくはｂ」に改める。

○厚生労働省告示第百一号

介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第五項第二号の規定に基づき、介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十八号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十三日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

表の一の項中「三百二十円」を「三百七十円」に改め、同表の四の項額欄中「三百二十円（」を「三百七十円（」に改める。

表備考五中「地域密着型介護福祉施設サービス」を「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」に、「(2)若しくは(3)」を「若しくは(2)」に、「ｂ若しくはｃ」を「若しくはｂ」に改める。

○厚生労働省告示第百二号

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修（平成二十四年厚生労働省告示第百十三号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十三日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第二号から第四号までの号中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

○厚生労働省告示第百三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第四項の規定に基づき、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年八月一日から適用する。

平成二十七年三月二十三日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表の8のイ(1)(ⅰ)を次のように改める。

(ⅰ)　単位型短期入所生活介護費(ⅰ)

a　要介護1	640単位
b　要介護2	707単位
c　要介護3	775単位
d　要介護4	842単位
e　要介護5	907単位

別表の8のイ(2)(ⅰ)を次のように改める。

(ⅰ)　併設型短期入所生活介護費(ⅰ)

a　要介護1	599単位
b　要介護2	666単位
c　要介護3	734単位
d　要介護4	801単位
e　要介護5	866単位